

重症心身障害児の福祉サービスの拡充に関する意見書

私たちは、伊豆市在住の東部特別支援学校在籍の障がい児の保護者であり、医療的ケアが必要な重症心身障害児を育てる中で直面している課題についてお伝えします。

現在、伊豆市においては医療的ケア児が利用できる福祉サービス(児童発達支援、放課後等デイサービス、日中一時支援)は実質ない状況であり、近隣地域の事業所まで通う必要があります。空きがないことを理由に利用できない場合が多くあります。卒業後に利用することになる生活介護サービスの受け入れ先が少ない現状は更に深刻です。現在、近隣で重症心身障害児を受け入れている事業者数は7箇所と少なく、医療的ケア児の受け入れ先は更に狭まります。令和5年6月調べの今後12年間の小学校入学から高校卒業の肢体不自由児特別学校卒業生を見込んだ数(107名、内医療的ケア児51名)を見ても重症心身障害児があふれ、卒業後の行き場がない可能性は目に見える状況です。

令和3年に医療的ケア児支援法が定められ、『離職防止、安心して子どもを生み育てることができること』と明記されています。しかし、医療的ケア児支援法とは反し、就労すらつけない保護者も多く、就労していても卒業後は離職せざるを得ない現状があります。また保護者も加齢に伴う体力衰退により兄弟などの家族間の介護が予測されます。

日常生活を安心して行うためには、重症心身障害児(者)のニーズに合わせた地域において安心して預けられる通所事業所が必要です。

私たちの希望、願いは以下のとおりです。

1. 医療的ケア児等支援センターの東部地区の設置

医療的ケア児等支援センターは、在宅の医療的ケア児等とその家族が身近な地域で安心して暮らせるように、専門の相談員が医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な相談に対応する機関となっています。

県内では、静岡県医療的ケア児等支援センターが静岡県静岡総合庁舎の1か所のみとなっているため、東部地区においても、福祉や医療、介護などのサービスの架け橋となるように気軽に相談できる機関として設置を要望します。

2. 重度心身障害児・医療的ケア児対応のサービスの充実

重度心身障害児や医療的ケア児の対応できるサービス事業所は東部地区では少ない状況です。伊豆地域でのサービスの拡充のため、関係市町との連携による施設整備の働きかけや、居住の場や医療型短期入所施設の整備拡張につながる施策のさらなる推進を要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

静岡県知事 川勝 平太 様

令和 6 年 3 月 13 日

伊豆市議会